

新たな外国人材受入れに係る制度説明会のご案内

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により創設された新たな在留資格制度である「特定技能」が、本年4月に施行されます。この新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

1 日時・場所

	日時	場所	定員
札幌開催	平成31年3月6日(水) 13時30分～16時30分	北海道自治労会館4Fホール (札幌市北区北6条西7丁目5-3)	252名 受付終了
	平成31年3月26日(火) 13時30分～15時30分	北海道第2水産ビル8階8A会議室 (札幌市中央区北3条西7丁目1番地)	250名 受付終了
釧路開催	平成31年3月20日(水) 13時30分～15時30分	釧路高等技術専門学院2階講堂 (釧路市大楽毛南1丁目2-51)	100名 受付終了
函館開催	平成31年3月22日(金) 13時30分～15時30分	渡島総合振興局3階講堂 (函館市美原4丁目6-16)	200名 受付終了
旭川開催	平成31年3月25日(月) 13時30分～15時30分	上川総合振興局3階講堂 (旭川市永山6条19丁目)	180名 受付終了

2 主催

- (1) 札幌開催(3/6)：法務省入国管理局、北海道
- (2) 釧路、函館、旭川、札幌(3/26)開催：法務省札幌入国管理局、北海道

3 対象

- (1) 在留資格「特定技能」で採用を考えている企業及び業界団体等の方
- (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される団体等の方
- (3) 市町村など行政関係の方
- (4) その他外国人材の受入れに関係する方

4 内容

- (1) 改正入管法制度全般に関する説明【説明者：法務省職員】
- (2) 分野別個別説明【説明者：関係省庁(厚労・経産・国交・農水)※】(3/6札幌開催のみ)
- (3) 外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策説明【説明者：法務省職員】(3/6札幌開催のみ)
- (4) 質疑応答

※特定技能対象14分野全ての説明を実施予定

5 申込方法

出席を希望される方は、別添の申込書を各開催日の3開庁日前(金曜開催→火曜まで)までに、北海道経済部労働政策局雇用労政課までメール(keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp)またはFAX(011-232-1038)でお申し込みください。